

議員提出議案第2号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年8月30日

村 上 泰二郎	西 村 弥 子
前 住 孝 行	山 川 智 帆
福 浜 隆 宏	市 谷 知 子
藤 縄 喜 和	語 堂 正 範
東 田 義 博	入 江 誠
河 上 定 弘	鳥 羽 喜 一
前 田 伸 一	前 原 茂
坂 野 経三郎	浜 田 妙 子
尾 崎 薫	興 治 英 夫
伊 藤 保	川 部 洋
中 島 規 夫	広 谷 直 樹
島 谷 龍 司	斉 木 正 一
福 田 俊 史	内 田 博 長
内 田 隆 嗣	浜 田 一 哉
松 田 正	鹿 島 功
安 田 由 毅	銀 杏 泰 利
野 坂 道 明	

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政務活動費の額等) 第3条 略</p> <p><u>(政務活動費の交付制限)</u></p> <p>第3条の2 <u>前条第1項の規定にかかわらず、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「身体拘束処分」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる期間の政務活動費の月額は、0円とする。この場合において、議員が当該月の分の政務活動費の交付を受けているときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束処分を受けた日の翌日の属する月から身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月まで</u></p>	<p>(政務活動費の額等) 第3条 略</p>

(2) 身体拘束処分に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定した場合は、次に掲げる期間

ア 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

イ 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は料金を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

2 前条第2項の規定にかかわらず、議員が、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処분을解かれた日の前日の属する月の翌月から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月までの政務活動費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に、交付する。

(1) 第5条第1項の規定による収支報告書及び証拠書類の写しの提出があった場合 同項に定める提出期限から30日以内において議長が定める日

(2) 第5条第4項の規定による特例収支報告書及び特例証拠書類の写しの提出があった場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 当該提出の日が月の1日から10日までの間である場合

当該提出の日の属する月の翌月の10日

イ アに掲げる場合以外の場合 当該提出の日の属する月の

翌々月の10日

3 前項の規定により交付する政務活動費の額は、次条第1項の規定により政務活動費を充てることができる経費の額から当該年度において前条第2項の規定により既に交付した額（既に本項の規定により控除した額を除く。）を控除した額（25万円に政務活動費の交付を受けることができる期間の月数（前条第2項の規定により政務活動費の交付を受けた月数を除く。）を乗じた額から前項第2号の規定により既に交付した額を控除した額を上限とする。）とする。

4 議員が、次の各号に掲げる提出の区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに第5条第1項又は第2項に規定する収支報告書及び証拠書類の写しの提出をしないときは、当該年度において交付された政務活動費（第2項第2号の規定により交付を受けた額を除く。）を返還しなければならない。

(1) 第5条第1項の規定による提出 年度終了日の翌日から起算して30日以内

(2) 第5条第2項の規定による提出 同項に規定する期限

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）
に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日（第3条の2第2項第1号の規定により政務活動費の交付を受けようとする議員にあつては、10日）以内に、議長に提出しなければならない。ただし、第4項の規定により当該年度分全てに係る特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを提出した場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

2・3 略

4 議員は、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月の翌月1日から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があつた日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月の翌月10日までの間、その年度の政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「特例収支報告書」という。）に、当該特例収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「特例証拠書類」

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）
に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2・3 略

という。)の写しを添えて、議長に提出することができる。

(1) 第3条第2項及び第3条の2第2項第2号の規定により既に交付を受けた政務活動費の総額

(2) 政務活動費を充てるべき経費について、その総額及び別表に定める使途区分ごとの金額

(収支報告書又は特例収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項若しくは第2項の規定により提出された収支報告書又は同条第4項の規定により提出された特例収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 略

(証拠書類等の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類又は特例証拠書類を整備し、当該書類に係る年度の終了の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならぬ。

(収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 略

(証拠書類の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならぬ。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し並びに同条第4項の規定により提出された特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを、当該書類に係る年度の終了の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し並びに特例収支報告書及び特例証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、8月1日（第5条第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しにあつては、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日）（その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日）から始める。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日から始める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員について、この条例の施行の日以後の月分の政務活動費について、改正後の鳥取県政務活動費交付条例第3条の2の規定を適用する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される<u>証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特</u></p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される<u>証拠書類の写しに記載されている情報であつて、公にすることに</u></p>

<p>例証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>より、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
--	----------------------------------

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

- 4 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特</p> <p>例証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にする</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>

ことにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの